

○○（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（仮称）条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に基づく地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、○○（都道府）県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することを目的とする。

（基金の額）

第二条 基金の額は、○○（都道府）県が国から交付を受ける介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、予算で定める額とする。

案2 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、○○（都道府）県又は市町村が行う介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○ 都道府県等による補助に対する地方財政措置の拡充について

1 平成18年度に一般財源化された都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）による補助金に対しては、

「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度にその100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

2 今般、平成21年度補正予算（案）に計上している市町村交付金の拡充（単価の増）と併せ、都道府県等による補助金についても、その地方財政措置の拡充を検討しているところである。

詳細については総務省において検討中であるが、特別の地方債発行額の算定基礎について、次のとおり見直しされる予定である。

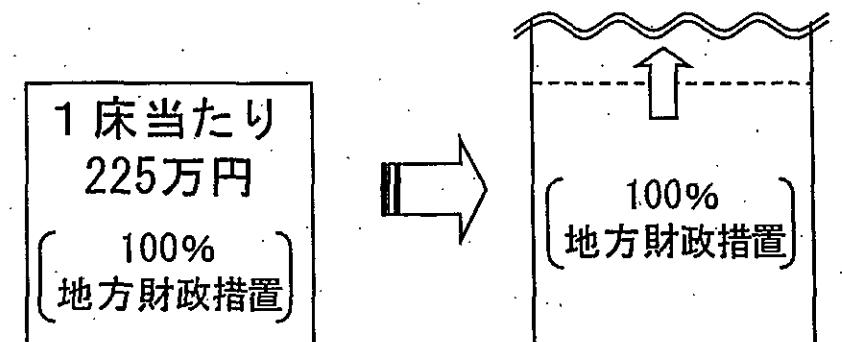
現 状

一般財源化前の平成17年度都道府県交付金の要綱等に基づいて算定した額（特別養護老人ホームの場合、1床当たり225万円×定員数）

見直し（案）

各都道府県等が実情に応じ補助対象事業費として実際に認定した額に応じた額

イメージ図



17年度交付金の算定
方法による額

補助対象事業費として實際
に認定した額に応じた額

※ なお、市町村交付金の拡充（地域密着型特別養護老人ホームの場合、1床当

たり200万円→350万円)に係る考え方は次のとおり。

現在、特別養護老人ホームの公共スペース(居室及び共同生活室等個人の利用に係るものと除いた部分)を対象に、1床当たり400万円の事業費(整備実績のうち低価格な水準)を対象としているところ、平成21~23年度の3年間に限定し、最近の標準的事業費を勘案して700万円を補助対象事業費とすることとしたものである。

3 上記及び次の点を踏まえつつ、各都道府県等の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

- ① 今回の地方財政措置の拡充については、国の経済危機対策(市町村交付金の拡充:単価増)に併せ行われるものであるが、都道府県等において行われる上乗せ補助(施設整備補助金における1/4相当分)について、拡充(単価増)することを義務づけるものではないこと。
- ② ①のとおり拡充は求めないものの、介護拠点整備を緊急に推進する観点から、事業者に対する整備費補助を上乗せする、という今回の拡充の趣旨に鑑み、現在の都道府県等による上乗せ補助(1/4相当分)に係る補助金額等について、今回の措置に伴い切り下げることなく、少なくとも現行の補助制度を維持していくことをいただきたいものであること。

施設開設準備経費等に対する支援（案）

① 施設開設準備経費助成特別対策事業

1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業) :

特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム

(市町村事業) :

小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス
(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

・開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）

・開設のための普及啓発経費

（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）

（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）

・職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）

・開設に当たっての周知・広報経費

（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）

・開設準備事務経費

（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）

・その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。

※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設
・事業主体

① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件

助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。
(保証金は対象外とする。)

定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。

※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額

定期借地権設定に伴い授受される一時金（※）の半額を助成する。

※敷地の路線価評価額の1／2を助成対象の上限とする

3. 留意事項

定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

(参考) 都道府県事務費(①及び②に係る事務費)

1. 目的

今回の補正予算措置に伴う、都道府県の基金事業の管理、運営等の事務処理に要する費用に充てることにより、都道府県の事務負担の軽減を図りつつ、追加経済危機対策の一層の推進を支援するため、都道府県に事務費を交付する。

2. 内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 対象経費

ア 説明事務費用

- ・ 説明会開催費用（管下市町村、事業者向け説明会の会場費、定期借地権研修会の定借アドバイザー講師謝礼、通信運搬費、関係書類作成費他）
- ・ 周知に要する費用（ホームページ作成、掲載費用、広報誌掲載発行、概要チラシの作成費用等）

イ 実施事務費用

- ・ 交付金申請から実績報告までの一連の事務費（申請書の審査等に要する経費〔賃金職員雇用費用〕、振込手数料、通信運搬費 等）

(3) 助成額 厚生労働大臣が必要と認めた額

3. 予算額 ①及び②の内数（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）